

## 取材確認書

大学・団体名

氏名

(以下「甲」という。)と株のトラ組織委員会  
(以下「乙」という。)は、乙が行う企業取材(以下「取材」という。)に関し、次のとおり確認する。

## 第1条(甲の業務内容)

- 乙が行う取材への同行
- 取材記事の作成

## 第2条(業務遂行にあたっての注意・禁止事項)

- 甲は取材記事公開までの間、取材に関わる連絡や必要な業務を怠らず全うする。但し、学生生活に支障のない範囲とする。
- 甲は取材を通して知り得た企業の情報を、乙に書面での許可なしに第三者に開示しないものとする。また、取材後の目的外での使用も禁止する。
- 甲は、取材後に乙への書面での許可なく取材先企業の担当者と連絡を取らないものとする。
- 乙は取材記事を公開する前に、甲へ公開予定の記事を公開する。
- 甲が取材記事公開後に乙へ修正・削除など異議申し立てする場合、一定の手数料を支払うものとする。

## 第3条(権利の帰属)

甲が乙の委託を受け作成した取材記事および製作物の権利の一切は乙に帰属する。

## 第4条(個人情報の取り扱い)

- 乙は、甲の個人情報を企業への取材に関するもののみに利用する。
- 甲の個人情報は、乙及び取材先企業以外の第三者へ提供しない。
- 甲は乙に対し、乙が撮影した動画や画像の肖像権・氏名・年齢・学校名・個人情報を無償で使用することを許諾する。
- 甲は本人確認として学生証のコピーを乙に提出するものとする。

## 第5条(報酬の支払い)

乙は、甲に対し報酬を支払わない。ただし、乙が必要と認めた場合、支払うことがある。

## 第6条(費用の負担)

- 乙は、甲に対し取材に関わる費用の負担を行わない。ただし、乙が必要と認めた場合、負担することがある。

- 2 前項の場合、甲は、乙に対し支払いを証明する領収書、振込伝票等を提出しなければならず、支払いの証明ができない場合、費用を負担しない。

#### 第7条（損害賠償）

甲または乙が本確認書の内容に違反したとき、及び業務遂行に際しその責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合、当該相手方に対し損害賠償責任を負うものとする。

#### 第8条（有効期間）

本確認書の有効期間は無期限とする。

#### 第9条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙は、自己または自己の代理人が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
  - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
  - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (4) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (6) 代表または運営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 甲及び乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為

#### 第10条（合意管轄）

甲及び乙は、本確認書に関連する一切の紛争に関し、名古屋地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

第 11 条（協議解決）

本確認書に定めのない事項または本確認書の条項について疑義が生じた場合は、甲と乙は信義誠実の原則に基づいて協議し、解決するものとする。

以上、本確認書の成立を証するため、本確認書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 大学  
所属団体  
住所  
氏名



乙 愛知県春日井市味美町 3-86-1  
一途株式会社内 株のトラ組織委員会  
未来金融研究部  
事務長 沓川 一途